

受付

【認可外保育施設等用】
子育てのための施設等利用給付
認定(保育認定)申請書・現況届

児童氏名
認定通知番号

(令和8年度用)

(あて先) 大阪市長
保健福祉センター所長

西暦・令和 年 月 日

■ どちらかにレ点を記入

<input type="checkbox"/>	認定申請書
<input type="checkbox"/>	現況届
<p>※ 以前に保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用申込をして「子どものための教育・保育給付認定」(有効期間内)を受けている方はこちらにチェックしてください。</p>	

市内在住の保護者※	現住所	〒 -	
	フリガナ		
	氏名		
	連絡先 優先的に使う 連絡先から順に 記載してください	子どもとの続柄	電話番号

※ 上記保護者を認定保護者(認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者)とします。

■ 子育てのための施設等利用給付にかかる認定(保育認定)について、次のとおり申請し、現況を届け出ます。

認定を希望する期間	西暦 年 月 日 ~ 令和	就学前まで その他(西暦・令和 年 月 日まで)
利用(予定) 施設	施設名	
	所在地	
	利用(予定) 開始日	西暦・令和 年 月 日

※ 令和8年(西暦2026年)4月1日現在の年齢を記載してください。

■ 世帯構成

区分	氏名	子どもの 続柄	性別	年齢※	生年月日	同居/別居 別居の場合は住所所在地の 市町村名をご記入ください
申請にかかる 子ども	(フリガナ)	本人	男・女		西暦 令和	・
					・	
世 帯 構 成 員 (世 帯 分 離 や 单 身 赴 任 を し て い る 人 も 含 む)	(フリガナ)		男・女	西暦 昭和 平成 令和	・	□ 同居 □ 別居 ()
	(フリガナ)				・	・
	(フリガナ)		男・女	西暦 昭和 平成 令和	・	□ 同居 □ 別居 ()
	(フリガナ)				・	・
	(フリガナ)		男・女	西暦 昭和 平成 令和	・	□ 同居 □ 別居 ()
世帯	被保護世帯	該当・非該当	ひとり親世帯		該当・非該当	

■ 保育が必要な理由(保護者ごとに該当する項目に○をつけてください)

住所地市町村

続柄	1 就労 2 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動(現在求職活動中・利用後に求職活動を行う) 7 就学 8 その他() 9 不在(死別・離婚・未婚・その他)	R 7.1.1時点	R 8.1.1時点
	<input type="checkbox"/> 大阪市 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 大阪市 <input type="checkbox"/> その他()	
続柄	1 就労 2 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3 疾病・障がい 4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動(現在求職活動中・利用後に求職活動を行う) 7 就学 8 その他() 9 不在(死別・離婚・未婚・その他)	R 7.1.1時点	R 8.1.1時点
	<input type="checkbox"/> 大阪市 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 大阪市 <input type="checkbox"/> その他()	

※ 裏面もご記入ください。

■ 確認票（全ての方がご確認ください。）

次の事項について確認のうえ、□にレ点をチェックしてください。

- 必要書類の提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。
- 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
- 適正な認定の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することができます。
- 認定申請中・届出後又は認定中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに保健福祉センター又はこども青少年局（大阪市行政オンラインシステムにより届ける場合。以下同じ）へ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わった場合、利用施設が変わる場合、保護者の勤務先が変わった場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、認定が取り消されます。
- 申請・届出を取り下げる場合は、すみやかに申請先の保健福祉センター又はこども青少年局へご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。
- 育児休業から復職予定であって、就労を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定希望期間の開始月中に復職し、その翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、又は認定希望期間開始月中に復職していない場合は認定申請を却下することになります。また、認定後に育児休業を取得する場合は、保育の必要性がなくなるため、認定は取消となります。
- 就労の内定を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定希望期間開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、又は認定希望期間開始月中に就労を開始していない場合は、申請を却下することになります。
- 保護者の保育が必要な理由の内容に応じて、認定期間（給付を受けることができる期間）が定められます。認定期間の更新に際し、指定した更新申請期限までに申請がない場合や、その他認定事由の継続等が確認できない場合は、施設等の利用中であっても、認定期間の満了日をもって給付を終了します。
- 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。
- 申請が集中する時期の申請やその他特別な理由がある場合は、審査に時間を要するため、申請日から認定結果の通知まで30日を超えることがあります。なお、令和8年4月1日から認定を希望する方の申請に対する認定結果は、令和8年3月下旬から通知を開始することになります。そのため、申請日や補正の要否によっては通知時期が4月以降になります。

大 阪 市
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長

西暦
令和 年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

以上、確認しました。